

令和8年度からの延長保育料の料金設定 (公立保育所・公立認定こども園の場合)

保育短時間認定の場合は7:00～9:00及び 17:00～19:00、保育標準時間認定の場合は7:00～7:30及び 18:30～19:00の時間帯は30分単位で以下の延長保育料がかかります。なお、延長保育を利用できるのは閉園時までです。

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30
保育標準時間認定	230円	保育標準時間認定のかたの利用可能な時間帯								230円	230円
保育短時間認定	230円	230円	230円	230円	保育短時間認定のかたの利用可能な時間帯		230円	230円	230円	230円	230円

※森町保育送迎ステーションのみ

※第2子は約半額(110円)、第3子以降は無料です。

※市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子は、約半額(110円)です。第2子以降、生活保護世帯や市区町村民税非課税世帯等は延長保育料も無料です。

〈30分あたりの金額の軽減について〉

○第2子は上記料金の約半額(時間帯ごとに各110円)、第3子以降は無料です。

○市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子は約半額(時間帯ごとに各110円)、第2子以降は無料です。

○生活保護世帯や市区町村民税非課税世帯等は延長保育料は無料です。

〈1月あたりの上限金額について〉

○時間帯ごとの月額の上限額は、それぞれ3,910円です。

○第2子または市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子の延長保育料はそれぞれ1月あたり1,870円が上限です。

※第2子・第3子のカウント方法について※

①市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計が同一の兄弟(成年に達している児童を含む)から数えます。

②市区町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は、就学前の児童(認可外保育施設等の在園児や在宅の児童を除く)である兄弟から数えます。

③②の世帯のうち、ひとり親世帯等で市区町村民税所得割額が77,100円以下の世帯は、生計が同一の兄弟(成年に達している児童を含む)から数えます。